

固定資産税 償却資産の申告をお願いします

農業・工場・商店などを営んでいる人、駐車場やアパートなどの貸し付けを行っている人、10kW以上の太陽光発電を行っているなどの事業を行っている人で、事業用の償却資産を持っている場合は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在所有する償却資産について、その資産が所在する市町村長への申告が義務付けられています。

毎年1月1日現在、和水町内に事業用の償却資産を所有されている人は、償却資産の申告をお願いします。

●申告期限

平成29年1月31日（火）

期間間近になりますと、窓口が混雑しますので、お早めにご提出ください。

●提出方法

以下の2通りの方法から提出方法をお選びください。

- ①申告書などの書類を問い合わせ先へ持参または郵送してください。
- ②eLTAX（地方税ポータルシステム）を使用して申告データを送信してください。

マイナンバーの記載について

平成28年1月の社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー法」）の導入に伴い、償却申告書にマイナンバーの記載欄が設けられました。個人の方は12桁の個人番号を、法人の方は13桁の法人番号を、所定の記入欄に右詰でそれぞれ記入してください。

また、個人番号を記載した申告書の提出の際には、マイナンバー法に定める方法で本人確認をさせていただきます。

申告書の様式や記入方法について、詳しくは和水町ホームページをご覧ください。お問い合わせ先へご連絡ください。

| | | |
|--------|-----------------|----------------------|
| 問い合わせ先 | 本庁 税務住民課 固定資産税係 | ☎0968・86・5723 |
| | 総合支所 住民課 税務住民係 | ☎0968・34・3111（内線752） |

インターネットで和水町ふるさと応援寄附金ができます

和水町では、ふるさと納税「和水町ふるさと応援寄附金」を平成20年度から受付けており、いただいた寄附金は町の活性化のために活用しています。

より気軽にふるさと納税ができるよう、11月から和水町ホームページでインターネット寄附受付を始めました。

これにより、寄附申込書を書く手間を省くことができ、また、窓口に来ることなく24時間寄附申込みができます。

ぜひ、町外のお住まいのご家族、ご友人にご案内をお願いします。

なお、寄附いただいた人には、寄附の金額により「お礼の品」として町の特産品を贈呈しています。

ふるさと納税を充実させるために、町内事業者および個人の皆さんからのお礼の品の提案を随時募集しています。

| | | |
|--------|-------------------|---------------|
| 問い合わせ先 | 本庁 まちづくり推進課 企画調整係 | ☎0968・86・5721 |
|--------|-------------------|---------------|

「日本遺産」の認定を目指しています

菊池川流域日本遺産認定推進協議会（玉名市、山鹿市、菊池市、和水町、熊本県）

文化庁では平成27年度に地域の歴史的魅力などを通じて国内の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として認定し、観光振興など地域活性化につなげていく制度を創設しました。現在、国内37カ所の地域で日本遺産の認定を受けており、2020年の東京オリンピック・パラリンピックまでに、全国で100件程度の認定が予定されています。県内では、平成27年度に人吉球磨地域の「相良700年が生んだ保守と進取の文化」が認定されています。

日本遺産は文化財そのものが指定されるのではなく、その地域の歴史的ストーリーが認定の対象となります。認定のためには、ストーリーの内容が際立った歴史的特性（オンリーワン）を有していることが求められます。



菊池川遠景

菊池川流域での日本遺産認定に向けて



江田船山古墳 家型石棺

菊池川流域には、全国一の数を誇る装飾古墳をはじめ、江田船山古墳、鞠智城、菊池一族、菊池川河口の干拓堤防、明治時代の芝居小屋八千代座などの多彩な文化財等が点在しています。また、肥後神楽や雨乞い踊りのほか、五穀豊穡を願った祭など、古来の風習や芸能などが各地で受け継がれています。

さらに菊池川流域は、かつて大阪堂島の米相場を左右して將軍の献上米ともなり、「天下第一の米」と評判を得た肥後米の中心産地であり、こうした米づくりの歴史は、2000年前から連綿と今に続いています。

このような菊池川流域に残されている文化財等を活用して日本遺産の認定を目指そうと、昨年10月、菊池川流域の3市1町（玉名市、山鹿市、菊池市、和水町）と熊本県が菊池川流域日本遺産認定推進協議会を結成しました。現在、「米づくり」を軸にストーリーの作成を行うなど、認定に向けた取組を進めています。

日本遺産のメリット

日本遺産に認定されると、次のような事業に補助金を受けることができます。

- ①情報発信、人材育成事業（多言語HP・パンフレットの作成、ボランティア解説員の育成など）
- ②普及啓発事業（発表会、展覧会、ワークショップ、シンポジウムの開催など）
- ③調査研究事業（資料収集など）
- ④公開活用のための整備に係る事業（説明板の設置など）

各地に点在している貴重な文化財等をつなぎ、日本遺産というブランド力を持たせることで、国内外から人を呼び込み、地域を元気にしていきたいと考えています。日本遺産の認定、そしてその後の活動に対しまして、皆様のご理解ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

| | | |
|--------|-------------------|---------------|
| 問い合わせ先 | 三加和公民館内 社会教育課 文化係 | ☎0968・34・3047 |
|--------|-------------------|---------------|



協議会委員